

さいたま市告示第 1 1 2 9 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及びさいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）第 7 条の規定により、公示送達する。

令和 8 年 7 月 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

財南資第 8 9 2 号

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所財政局南部市税事務所資産課税課
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 5 7 0

[illegible]

[illegible]



[illegible]

[illegible]